

【応募要項】2027 年度（第 6 期）コープあいち SDGs 助成制度

この助成制度は、愛知県における地域づくり促進と社会貢献に資する活動の支援を目的としています。

助成金は、コープあいち組合員の思いのもとに、利用から積み立てられた剰余金を財源としており、地域・行政・関係団体との連携を生かしながら、SDGs が掲げる誰も取り残さない社会の実現を目指して活動するグループを支援します。

1. 応募できるグループ

- ① 愛知県内を活動拠点とすること
- ② コープあいちが費用補助をしているコープグループとは別の活動であること
- ③ グループのメンバーは 5 名以上、かつ 3 分の 1 以上がコープあいち組合員であること
- ④ 申請時点で、未組合員を 1 名以上含むこと
- ⑤ グループの代表者はコープあいちの組合員であること
- ⑥ 代表者と会計担当者を各 1 名ずつ選任し、兼任していないこと

2. 対象となる活動

（1）事業の実施期間

2027 年 4 月 1 日（木）～2027 年 12 月 31 日（金）の期間に行われる事業

（2）助成対象テーマ

コープあいちのめざす地域づくりや社会貢献の方針に沿い、地域でのくらしや支え合いにつながる活動であること。申請にあたっては、SDGs に基づく下記 12 のテーマから重点的に取り組む内容を 2 つ選択します。

1	地産地消で地域の農林水産業と食を豊かにする
2	食育・健康を推進する
3	地域の居場所・交流の場となる拠点をつくる
4	「買い物難民」をつくらない
5	災害に備えた地域の防災力、被災者支援、つながりを強める
6	社会生活に困難を抱える人々を支援する
7	多様な人々を地域に受け入れ、共にくらす
8	人々の権利・尊厳・社会参加を促進する
9	世界が抱える問題についての理解を深め、子どもたちを支援する
10	地域のエネルギー自給率を高めるための啓発
11	資源の循環再利用に取り組む
12	戦争や被爆体験を聴き取り継承するなど平和を求める

※別紙【参考資料】「コープあいち 2030 年ビジョン」も参照のこと

(2) 助成対象とならない活動

- ①SDGs の目標に反する活動等とコープあいち SDGs 助成制度審査委員会が認めたとき
- ②その他、審査委員会が対象外と認めたとき

3. 助成金額と助成回数

(1) 助成金額

- ・ 2027 年度(第 6 期) 助成金総額：300 万円程度
- ・ 1 グループあたりの助成金額：上限 30 万円

(2) 助成回数

- ・ 単年度に応募できる事業は 1 グループ 1 事業のみ
- ・ 同一グループの助成回数は 3 回まで
- ・ 2 回目以降の申請は、活動の広がりや仲間を増やすなど、発展をめざす内容であれば応募が可能
- ・ 助成決定後に取り消し・辞退があった場合も助成回数は 1 回に含む

4. スケジュール

応募受付期間：2026 年 11 月 1 日（日）～2026 年 12 月 15 日（火）

メールの場合は 2026 年 12 月 15 日（火）23：59 受信分まで

郵送の場合は当日消印有効

助成申請の審査：2027 年 1 月開催予定 コープあいち SDGs 助成制度審査委員会

助成事業の決定：2027 年 3 月 9 日（火）理事会にて決定

結果の通知：2027 年 3 月中に郵送にて結果を通知

助成同意書提出：助成決定グループは、助成に関する同意書を指定日までに提出

実施報告の提出：2028 年 1 月 31 日（月）

メールの場合は 2028 年 1 月 31 日（月）23：59 受信分まで

郵送の場合は、当日消印有効

助成金の交付：事前交付（助成予定額の半額）2027 年 4 月中旬

残額は実施報告審査を経て決定し 2028 年 3 月 20 日までに交付

5. 助成対象

(1) 対象経費

申請事業実施に直接必要な費用で、実施期間内に支払った領収書のあるもの。

諸謝金	外部講師や専門家に対する謝金、農水作物栽培のため土地借用時の謝礼など（ただし、助成事業実施期間内のみ）、カメラマン謝礼、託児者謝礼、チラシデザイン謝礼など ※構成メンバーが講師を担った場合の謝金は対象外
旅費・交通費	外部講師に対する必要な交通費、宿泊費など
会場使用料	企画に必要な会場費（リハーサル、前日準備含む）、託児会場、会場付帯設備（音響、ホワイトボード、プロジェクターなど）、会場利用に伴う冷暖房費など
印刷費	ポスター・チラシ・パンフレットなど広報印刷物、参加者資料、教材冊子など情報伝達に使うもの、パネル印刷
通信運搬費	郵送料、配送料、機材・資材等発送費
広告宣伝費	事業の実施の告知などを SNS・新聞・雑誌などで広告する掲載料、広報を目的とする広告スペース使用料、有料配信サービス
保険料	イベント当日の行事保険、外部スタッフのボランティア保険（助成事業実施期間のみ）
事務消耗品費	事務用品、会議費（打合せ、企画会議等の会議会場費など） コピー用紙、文具、事業の安全確保のために必要な衛生用品など ※企画で使う文具は材料費に区分
材料費	企画に必要な文具（紙、絵具、クレヨン、テープ、糸など）や木材、布等の資材で、体験・消費されるもの。※食材は食材費で計上
食材費	企画材料としての食品 ※茶菓子や景品・土産としての食品は助成対象外
備品費	事業に必要な備品（レンタル料含む） ※日常的に使用できる汎用性の高いものは内容・目的で判断します ※目安として 10 万円（税込み）を超える備品は認められません
雑費	上記に含めることができない必要経費。振込手数料など

(2) 対象外経費

日常運営費用や構成メンバーの人件費、参加者が負担すべきものなどは対象外。

- ①グループの運営経費：家賃、光熱水費、電話代、グループが契約する年間保険
パソコンやデジタルカメラなど日常的に使用できる備品、
インターネット契約、ウェブサイト管理費
- ②構成メンバーの経費：人件費、交通費、講師代、飲食代、日常活動用の保険
- ③参加者の個人の費用：参加費、交通費、配布を目的とする材料、景品、茶菓子代
- ④そ の 他 ：事業と関係のない経費、領収書がない経費

6. 申請書等の提出

(1) 提出するもの

- ①申請書・・・記入漏れのないよう点検のこと
- ②収支計画書・・・見積書など価格の根拠となる資料があれば添付
- ③グループの概要・・・定款、会則またはそれに準ずる文書
- ④活動が分かる資料・・・写真、チラシ、リーフレット、SNS 投稿、動画、会報など
動画ファイルは5分以内、動画サイト等はリンク先を記入
- ⑤グループの事業報告・過去2年分
- ⑥グループの収支報告・過去2年分
※⑤⑥は、設立2年未満のグループは、可能な範囲で提出
- ⑦助成金振込口座登録書

(2) 提出方法

申請書類等は記入漏れのないよう点検の上、メールに添付して提出または郵送で提出

- ・メール sdgs.josei@tcoop.or.jp
- ・郵送 〒465-8611 名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25-1
コープあいち SDGs 助成制度事務局 宛

(3) 追加資料について

申請書類において、審査に必要な根拠が不足していると判断された場合、事務局より追加資料の提出を依頼します。申請書には連絡がとれる連絡先を記載してください。

(4) 応募受付期間

2026年11月1日（日）～2026年12月15日（火）

- ・メールの場合は2026年12月15日（火）23：59 受信分まで
- ・郵送の場合は当日消印有効

【早期提出のお願い】

2026年12月1日（火）を目安にご提出をお願いします。

提出された書類は、事務局にて点検後、不備・不足がある場合は可能な限り電話またはメールでお知らせします。

応募受付期間後の申請書の提出、修正、追加はできません。不備・不足書類の再提出が間に合わない場合、十分な審査が行えない可能性がありますので、内容を十分にご確認のうえ出来るだけ早めにご提出ください。

事前の確認が必要な場合も
お早めにご相談ください



7. 審査について

審査はコープあいち SDGs 助成制度審査委員会にて行います。

グループから提出された申請書等による書類審査を行います。

(1) 書類審査

審査は各審査員が次の 5 項目について各 5 段階評価を行います。

なお⑤コープあいちとの関係性については、配点を 2 倍とします。

- ①活動の目的
- ②活動計画の実現性
- ③期待される活動の効果
- ④活動の継続性・発展性
- ⑤コープあいちとの関係性

8. 実施報告の提出

事業終了後、以下のものを提出してください。

(1) 提出するもの

- ①活動報告書
- ②収支報告書
- ③領収書（現物を提出）
- ④活動風景の写真
- ⑤チラシ、パンフレット等の成果物

(2) 提出方法

メール添付または郵送で提出。ただし、領収書は現物を郵送で提出してください。

(3) 提出期限

2028 年 1 月 31 日(月)

- ・メールの場合は 2028 年 1 月 31 日(月)23：59 受信分まで
- ・郵送の場合は当日消印有効

9. 助成金の交付

2028年2月（予定）の審査委員会にて実施報告審査を行い、助成金額を確定します。
事前交付分を差し引いた金額を、2028年3月20日（月）までに指定口座へ振り込みます。
なお、以下の場合には助成金を返還しなければなりません。

- ・実施報告で確定した助成額が、事前交付分を下回った場合の差額
- ・実施報告が提出されないなど、審査委員会において助成を取り消された場合

10. 同意事項

（１）提出書類・著作権について

- ① 提出いただいた個人情報や申請内容は、助成制度審査以外の目的には使用いたしません。
- ② 提出いただいた書類は、助成対象の可否に関わらず返却しません。助成対象外となった場合、情報の安全管理に十分配慮したうえで、責任をもって破棄いたします。
- ③ 提出された報告書などの著作物の著作権は、コープあいちに無償で移転され、提出者は著作人格権を行使しないものとします。

（２）広報について

- ① 提出された申請書・報告書・写真などは、個人情報に配慮したうえでコープあいちの広報活動に活用される場合があります。
- ② 助成グループの活動をより深く理解し、広く共有することを目的として、コープあいち組合員や役職員が活動を訪問させていただく場合があります。
- ③ 助成グループには、活動内容の報告などを目的として、コープあいちが実施する会議への参加をお願いする場合があります。
- ④ 助成を受けて作成するチラシやポスター、購入した備品には、コープあいち SDGs 助成制度による支援を受けていることを明記してください。
- ⑤ 助成グループには認定証を交付します。活動時に掲示し、制度の周知をお願いします。

【お問い合わせ先・申請書等の提出先】

コープあいち組合員活動支援部 SDGs 助成制度事務局

・電 話 052-703-1582（月～金 9：00～17：00）

・メール sdgs.josei@tcoop.or.jp

・住 所 〒465-8611 名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25-1

※ご不明な点は気軽にお問い合わせください。

申請書はコープあいちウェブサイトからダウンロードできます→→→

<https://coopaichi.tcoop.or.jp/info/detail/id=1867>

もしくは上記お問い合わせ先まで、お電話またはメールでご連絡ください。

